

役員報酬規程

(総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下、「当法人」という)の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して、基本事項を定める。

(報酬)

第二条 当法人の役員には、当分の間報酬の支給は行わないものとする。

2 前項の規程にかかわらず、役員には、理事会の決議を経て、定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

(費用弁償)

第三条 当法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費(別に定める内国旅費規程、外国旅費規程に基づく。)及び手数料等の経費をいう。)については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第四条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第五条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

1. この規程は 2013 年度第 4 回理事会の承認を経て、2014 年 3 月 5 日から施行する。
2. この規程は 2020 年度第 2 回理事会の承認を経て、2020 年 6 月 1 日から施行する。